

石綿作業主任者講習実施日程

3月19・20日：技術研修センター
3月26・27日：技術研修センター
4月23・24日：技術研修センター

【受講料】10,000円
申し込みは所属支部へ



住まいのネットワークとは

住まいのネットワークは規約も会費もないゆるやかな組織で、この情報誌を読むことが会員の資格です。学習・交流を通じ、中小業者の協同化を目指しています。

発行所：埼玉土建一般労働組合
さいたま市南区鹿手袋6-18-12
電話 048-863-6293

CO₂削減で国産材利用推進

切り札は在木造住宅

林野庁

国は、京都議定書の二酸化炭素排出量削減目標の森林吸収分を盛りこんだ「森林・林業基本計画」において、15年度の国産材の供給・利用目標2300万立米を掲げた。この目標を達成するには04年度の1700万立米から約3割増の600万立米を上積みしなければならない。林野庁はその具体的な手段として在来工法住宅での国産材利用促進を掲げた。

在来木造住宅の酸化炭素削減問題に加えて、アジアの伐採規制、中国需要増加による材木の価格高騰や戦後植林された人工林が成熟期を迎えることもある。大規模林・製材業者を対象とした事業は、木材生産の合理化・効率化によるコスト削減が中心。外材並に安定供給できる技術向上や内装材向けの加工技術などの開発も行うとしている。

具体的には05年度現在218あるグループを15年度までに500まで増やすというものだ。「東京の木で家をつくる会」など、地域の林業家と連携して在来木造住宅をつくる運動に

本格的な技能養成講座 さしがね教室

規矩術を基礎から学べる講座で、卒業生からは青年技能競技大会でのメダリストも輩出。規矩術を基礎から学びたい方、技能競技に興味ある方はぜひ参加を。

【日程】4月26日～6月17日
夜2回、日曜日中5回の計7回
【会場】技術研修センター
【受講料】3万円
【申し込み】所属支部まで
【問い合わせ】048-661-8139



管理者が廃業し、放置され荒れた杉林

埼玉県は、林の半分は人工林だ。特に飯能市、名栗村を中心とした西川林業地域は人口林率78%で、優良材の産地として全国的にも有名になっていて、自治体の支援を

県産材での家づくり官のバックアップを

引き出しながら、プレカット工場建設や乾燥技術の開発、間伐材の利用と頑張ってきた。しかし、経済的にはぎりぎりだ。「顔の見える木材での家づくり」など、川上と川下を直

結させた家づくりができれば、地域経済にもたらす利益は大きい。森林には、木材生産の他、地域保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収など、人間にとってかけがえのない機能がある。埼玉県でどう具体化されるか注目したい。

※顔の見える木材での家づくり
林業者、製材業者、工務店が消費者と連携しながら地域運動として国産材の活用を促進していく運動。

材の地産地消と地場建設産業の振興につながる施策を期待したい。

銀行の「バーゼルⅡ」開始で 信用保証制度改定 中小企業の2極化が加速

確定申告の準備でアタマの痛い時期になった。今年の特徴は、①定率減税半減での増税、②消費税課税事業者への消費税負担③収入増でもあまり所得が増えていないこと、などだ。厳しい中でも、町場で頑張っている事業主に對し、追い打ちをかけるように07年3月期から国際的な新自己資本比率規制「バーゼルⅡ」が銀行に適用されることになった。「バーゼルⅡ」とは、一口に言えば貸出先の規模や経営内容(格付け)によって融資の適否や融資額の増減、貸しはがしなどが行われるというものだ。現在も経営内容などで融資は左右されているが、現行は一律に「危険度係数」が100%になっている。ところが、今後は事業所の格付けにより20〜150%の4段階に細分化される。リスクが高い事業所は融資の拒否や貸し渋り・貸しはがしが行われることも濃厚になってきた。

中小企業については

現行の危険度係数100%から75%に引き下げられたため、銀行は融資をしやすという見方もある。しかし、中小零細企業の融資を支えている信用保証制度が、07年10月から変更されるので楽観はできない。現行では、万一返済が不可能になった場合、保証協会の保証により

銀行のリスクはゼロだ。それが10月から、銀行は20%のリスクを負う(零細企業への救済措置あり)ことになる。

「バーゼルⅡ」の適用と保証制度の変更が、金融機関の事業所選別の強化につながり、規模の大小や経営内容の優劣で工務店や各職の二極化がますます拡大

することになりそうだ。また、経営内容が劣勢の事業所の倒産・廃業が多発することも懸念される。

このように格差社会はあらゆるところで広がっている。今年は選挙の年だ。怒りを選挙という行動で示すことが必要だ。

若い世代は自宅訪問が嫌い

住宅生産振興財団が住宅展示場で行った、

「20・30代の住宅に関するアンケート」では

住宅情報の媒体に展示場をあげる人が最多

だった。次いで「インターネット」が約7割

でネットでの情報収集者は年々増加している

と分析している。

業者からのアプローチについて、受けても

よいという方法は「資料送付や手紙」が88%

と高く、次いで「電子メール」18%、「電話」

が16%で3番目だった。

自宅訪問は2・5%とかなり抵抗感があるようだ。しかし、実際に受けたアプローチでは「電子メールを受けた」は4%にとどまるなど、

お互いの意識に大きなギャップがあるようだ。

この世代はインターネットで情報収集を

ため、メールやネットでのショッピングが得意な世代であるため、

実際に商談にはいるまではサラリとした関係

を求めるのだからアプローチ方法には、この

世代を意識した方法を検討することが必要だ。

ればならない。

マニフェスト提出の義務

づけで、不法投棄の件数は低減するだろうが、書類の

管理や保管、処理が適正に行われているかどうかの確認等、工務店

の負担が増えることになる。

交付したマニフェスト票については、途中で見失うというよう

なことがあれば不法投棄等を疑われることになり、責任を問われかね

なくなる。厳粛な取り締まりが実施されれば、思わぬとばっちり

をくらう可能性もある。しっかりとした契約・管理が必要だ。

環境省は排出業者が管理・保管することになっているマニフェストについて、都道府県に提出することを義務づける措置を実施に移した。

廃棄物排出事業者は今年4月からの1年分のマニフェスト交付状況を来年6月30日まで

報告義務化始まる マニフェスト捨てちゃダメ



石綿建材を含む場合は分けて発行する必要がある